

<b>交渉情報</b>	<b>NO.57</b>	日本郵便信越支社 総務・人事部
JP労組信越地方本部	2017年3月3日	添付資料:1枚

## 深夜勤務の廃止に伴う郵便計画手当の支給区分改定について

日本郵便信越支社総務・人事部長は、本日（3月3日）「深夜勤務の廃止に伴う郵便計画手当の支給区分改定」について地方本部に説明してきました。

標記概要については、深夜勤務の廃止に伴う郵便計画手当の支給区分が変更することにより手当額が改正されるものです。

1. 対象局  
松本郵便局
2. 変更理由  
深夜勤務廃止に伴い夜間郵便点数（取扱物数等）が3月7日以降、B区分（201点以上）からC区分へ減少するため。
3. 改定日  
2017年3月7日（火）
4. 郵便計画手当の支給区分

	支給区分	支給額
現行	B区分	10,300円
改定	C区分	6,700円

▲3,600円

5. 現在の支給人数

	郵便部	第一集配営業部	第二集配営業部
松本郵便局	4人	3人	1人

※ 深夜勤務廃止は効率化計画であるため、経過措置として該当改定日から12ヶ月間

に限り、従前の支給区分に該当するものとみなし支給する。

なお当該社員へは、丁寧に説明し了承を得ることを確認しています。

地本からはこの間、手当支給に関し誤支給・未支給が発生していることから来年手当が変更される時期には支社から注意喚起を含め適切な指導を行う事を要請しました。

【労使対応】 単局窓口